

保育園等利用調整実施基準表

番号	保育の必要性の事由		細目	指数 (父)	指数 (母)	実施 期間		
1	労働	居宅外労働・居宅内自営中心者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30	30	小学校 就学前	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28	28		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26	26		
			月16日以上 19日以下	1日8時間以上の就労を常態	28	28		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26	26		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24	24		
			月12日以上 15日以下	1日8時間以上の就労を常態	26	26		
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態		24	24			
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態		22	22			
		上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者				18		18
		居宅内自営協力者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	29	29		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態	27	27		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	25		
			月16日以上 19日以下	1日8時間以上の就労を常態	27	27		
1日6時間以上8時間未満の就労を常態	25			25				
1日4時間以上6時間未満の就労を常態	23			23				
月12日以上 15日以下	1日8時間以上の就労を常態		25	25				
	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	23	23					
	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	21	21					
上記の細目に該当しない居宅内自営協力者				17	17			
2	採用内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態とする内定	28	28			
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	26	26			
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	24	24			
		月16日以上 19日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	26	26			
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	24	24			
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	22	22			
		月12日以上 15日以下	1日8時間以上の就労を常態とする内定	24	24			
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	22	22			
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	20	20			
		上記の細目に該当しない採用内定				16	16	
3	内職	1日に4時間以上かつ1月に16日以上就労することを客観的に書面等で証明できる場合		13	13			
4	求職	勤務誓約書提出者		10	10	1月		
5	出産	産前6週、産後8週を含む月		—	21	予定月を含む 3月以内		
6	心身障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(A)、A		30	30	小学校 就学前		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B		26	26			
		上記以外の障がい ^が で保育が必要と認められるもの		24	24			
7	疾病	入院	1月以上にわたると見込まれるもの	30	30			
			1月未満と見込まれるもの	28	28			
		居宅	常時 ^が 臥床している場合	30	30			
			精神機能系疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合	28	28			
上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの		20	20					
8	介護又は看護	臥床者・重度心身障がい者の常時介護、週5日以上の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		30	30	必要とする 期(間) (就表当該 年度末)		
		週4日の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		27	27			
		週3日以下の病院通院・施設通所・入院の常時付添い		24	24			
		上記以外の介護又は看護で保育が必要と認められるもの		20	20			
9	両親不存在	両親がいない場合(行方不明、収容、施設入所等を含む。)		30	30			
10	災害	火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育することができないと認められる場合		30	30			
11	就学等	就学、技能取得等のため保育することができない場合		1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。				
12	社会的養護	法令の規定に基づき特別な支援が必要であると認められる場合		30	30			
13	その他	1から12までに掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		その事情を勘案して決定する。				

備考

- 1 時間は、始業から終業までの時間(休息及び休憩時間を含む。)とする。
- 2 指数の算定は、保護者が2人のときは合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に30を加える。